

浦添市てだこ電子商品券加盟店規約

浦添市電子商品券加盟店規約（以下「本規約」といいます。）は、浦添市（以下「管理者」といいます。）が、株式会社トラストバンクの提供する地域通貨プラットフォームサービス「chiica」を利用して発行する「てだこ電子商品券（以下、「電子商品券」といいます。）」の利用に関し、参加登録店舗に遵守していただく規約を定めたものです。参加希望店舗が参加店舗の登録をお申込みいただいた場合、本規約及び本システム利用規約に同意したものとみなされます。

第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- ①「アプリ型」とは、電子商品券の発行形態のうち、本アプリ（ユーザー）上のQRコードと紐づく形で本システム上に電子商品券にかかる情報が登録され、当該本アプリ（ユーザー）上のQRコードの提示を受けた参加店舗がQRコードを読み取ることにより登録された電子商品券の利用が可能となる形態をいいます。
- ②「参加店舗」とは、電子商品券を使用することができる事業者として管理者が指定するものをいいます。
- ③「発行業務実施者」とは、管理者及び管理者が指定する第三者であって、電子商品券の発行業務を受託するものをいいます。
- ④「対象商品等」とは、参加店舗が一定額の電子商品券と引き換えにユーザーに提供するものとして、管理者が承認した商品又はサービスをいいます。
- ⑤「電子商品券」とは、発行業務実施者が、本システムを通じて、ユーザーに対して発行し、電磁的方法により記録されるポイントであって、ユーザーが参加店舗において電子商品券使用取引の決済に使用することができるものをいいます。
- ⑥「電子商品券使用取引」とは、ユーザーが、参加店舗において、電子商品券と引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- ⑦「電子商品券取引金額」とは、電子商品券使用取引において決済された電子商品券に相当する金額をいいます。
- ⑧「電子商品券発行条件」とは、ユーザーが、電子商品券の発行を受けるために必要な条件として、管理者が定めているものをいいます。
- ⑨「登録事業者」とは、管理者からの委託を受けて、管理者が指定する参加店舗の管理、決済の補助等の業務を行う事業者をいいます。
- ⑩「本アプリ（参加店舗）」とは、参加店舗が電子商品券による決済、同決済情報の確認のために参加店舗の情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- ⑪「本アプリ（ユーザー）」とは、ユーザーがアプリ型の電子商品券の発行を受け、利用するためにユーザーの情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- ⑫「本システム」とは、電子商品券の発行・管理システム（本アプリ（参加店舗）及び本アプリ（ユーザー）を含みます。）をいいます。
- ⑬「本システム利用規約」とは、別途、株式会社トラストバンクが定める「ふるさとチョイス電子感謝券及び地域通貨システム利用規約」をいいます。
- ⑭「ユーザー」とは、電子商品券発行条件を満たし、発行業務実施者から電子商品券の発行を受け、当該電子商品券を利用し、又は利用しようとする者をいいます。
- ⑮「対象外事業者」とは、以下の者をいいます。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業などを行なっている事業者
- 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- 上記【⑮.事項】に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

⑩「対象外商品やサービス」とは、以下の内容をいいます。

- 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)
- 有価証券、商品券、旅行券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、金、銀、プラチナ等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴う取引(原材料・機器類及び仕入れ商品の購入等)
- 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料(一次預りは除く)等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- その他本商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

第2条(参加店舗の登録)

- 1 参加希望店舗は、対象外事業者には当てはまらないこととし、本規約及び本システム利用規約の内容を承諾の上、管理者に対する参加店舗登録申込書の提出、その他管理者所定の方法に従い、参加店舗としての登録を申し込むものとします。参加希望店舗は、管理者に対して、申込み時に記載、入力又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 2 参加希望店舗が前項の申込みをした場合、管理者は、参加店舗の登録審査を行います。管理者は、審査の結果、参加店舗として登録を認める場合、参加希望店舗に対し、その旨通知するものとします。
- 3 参加希望店舗は、前項の通知を受けたときは、速やかに、本システム上に所定の情報を入力する方法により、店舗に関する情報を登録するものとします。ただし、参加希望店舗がかかる方法により店舗に関する情報を登録することができないときは、管理者に対し、管理者が指定する方法により、店舗に関する情報を通知するものとします。
- 4 参加店舗は、前項に従い登録した情報について変更がある場合には、速やかに、前項と同様の方法により、変更後の情報を管理者に対し通知するものとします。
- 5 「本アプリ(参加店舗)」及び本システムの利用に要する、携帯電話ないしタブレット等の通信料及び接続料等は参加店舗が負担するものとします。

第3条(電子商品券使用取引)

- 1 参加店舗は、管理者の定める電子商品券の内容及び条件に従い、対象外商品やサービスを除き、ユーザーとの間で、電子商品券対象取引を行うことができるものとします。
- 2 参加店舗は、以下のいずれかの方法により、電子商品券使用取引において、電子商品券による決済を実施するものとします。
 - (1) 参加店舗が、本アプリ(参加店舗)を使用して、ユーザーから提示を受けた本アプリ(ユーザー)上のQRコードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望する電子商品券の金額を減じる操作を行うこと
 - (2) ユーザーが本アプリ(ユーザー)を使用して参加店舗に置かれたQRコードを読み取り当該決済においてユーザーが使用を希望する電子商品券の金額を減じる操作を行い、参加店舗において、本アプリ(ユーザー)上において、同操作が行われたことを確認すること。

- 3 参加店舗は、次項に定める場合のほか、ユーザーからの電子商品券使用取引の申込みを拒絶しないものとします。
- 4 参加店舗は、ユーザーから電子商品券使用取引の申込みを受けた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合、電子商品券による決済を行ってはならないものとします。
 - (1) ユーザーから、対象商品等以外の商品又はサービスについて、電子商品券による決済を求められた場合
 - (2) ユーザーから、QRコードをキャプチャした画像、その他、本アプリ（ユーザー）又ははこれらに表示されるQRコードの複製物による決済の申込みを受けた場合
 - (3) 偽造若しくは変造された本アプリ（ユーザー）又はこれらに表示されるQRコードを提示された場合
 - (4) 本アプリ（ユーザー）に登録された電子商品券の名義人ではない者により電子商品券使用取引の申込みを受けた場合
 - (5) 第1号ないし前号に該当すると疑われる場合
 - (6) 管理者から、電子商品券使用取引の中止を求められた場合
- 5 参加店舗は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、原則として参加店舗との間で行った電子商品券使用取引を取消し、又は解除しないものとします。ユーザーが参加店舗から返金を受ける必要がある場合、参加店舗は、自らの責任において対応を行うものとします。

第4条（QRコードの掲示等）

参加店舗は、管理者所定のQRコード及び参加店舗標識、販促物等（ポスター・のぼり・チラシ）を、参加店舗向けマニュアルや管理者の指示に従って掲示又は表示するものとします。

- 2 参加店舗は、前項に定める掲示等の方法が不適切でえあると通知を受けた場合は、速やかに是正し、管理者から当該措置を禁止する通知を受けた場合は、速やかにこれを中止しなければなりません。

第5条（電子商品券取引金額の支払）

- 1 電子商品券取引金額は、第3条第2項に定める参加店舗又はユーザーによる操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。
- 2 管理者は、電子商品券取引金額を、9月～2月は月2回、3月は1回、参加店舗が指定した振込先口座に、売上締日まで（以下「取扱期間」といいます。）の電子商品券取引金額（但し、第3条第5項に基づき取消又は解除された電子商品券使用取引に係る電子商品券取引金額、第6条第2項又は第4項に従い支払を要しない電子商品券取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。）を支払うものとします。振込手数料は管理者の負担とします。入金スケジュールについては参加店舗向けマニュアルに記載を行います。

第6条（不正な電子商品券使用取引の処理）

- 1 参加店舗が第3条第4項第1号ないし第5号のいずれかに該当する電子商品券使用取引の申込みを受けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合において電子商品券使用取引を行ったことが判明したときは、参加店舗は、管理者に対しその旨を直ちに通知するとともに、管理者が行う調査に協力するものとします。
- 2 参加店舗が第3条第4項第1号ないし第4号及び第6号のいずれかに該当するにもかかわらず電子商品券使用取引を行った場合、管理者は、参加店舗に対し、当該電子商品券取引にかかる電子商品券取引金額を支払う義務を負わないものとします。
- 3 前項に規定する場合で、管理者が参加店舗に対し当該電子商品券使用取引にかかる電子商品券利用金額を支払済みであるときは、参加店舗は、管理者に対し、当該金額を、当該電子商品券使用取引の翌取扱期間における電子商品券利用金額から当該電子商品券使用取引にかかる電子商品券利用金額を差し引く方法により返還するものとします。
- 4 参加店舗が第3条第4項第5号に該当するにもかかわらず電子商品券使用取引を行ったと管理者が判断した場合、又は参加店舗が第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合、管理者は、参加店舗に対し、当該電子商品券対象取引にかかる電子商品券利用金額相当額の支払を拒絶することができるものとします。なお、当該電子商品券使用取引が第3条第4項第1号ないし第4号に該当しないことが判明した場合、管理者は、参加店舗に対し、当該地域通貨使用取引にかかる電子商品券利用金額を、直近の取扱期間の電子商品券利用金額に上乘せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。

第7条（利用者との紛争）

- 1 参加店舗は、ユーザーとの間の商品等の取引に関し、法令を遵守し、加盟店の利用者に対する債務を履行し、かつユーザーからの質問・クレーム等には誠実に対応するものとします。
- 2 電子商品券の利用について、ユーザー又は第三者との間で何らかの紛争が生じた場合には、原則としてその理由の如何を問わず、全て加盟店の責任と負担において解決するものとします。
- 3 参加店舗は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を管理者所定の方法で、管理者に対して報告するものとします。また、参加店舗が前二項の紛争対応上又は本項に定める法令違反等の事由により、ユーザーへ通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に管理者にその内容を通知するものとします。
- 4 管理者は、第1項及び第2項の紛争が起きた場合、参加店舗の同意を得ることなく、当該ユーザー又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

第8条（遵守事項）

- 1 参加店舗は、本規約及び本システム利用規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる注意をもって誠実に業務を行うものとします。
- 2 参加店舗は、管理者が電子商品券利用促進のために、印刷物、電子媒体等に参加店舗の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとします。
- 3 参加店舗は、管理者から貸与を受けた参加店舗の情報を登録したQRコード（QRコードが表示された紙面その他の媒体を含みます。以下本条において同じ。）を適切に維持・管理するものとし、本規約が終了した場合、管理者に対して、直ちに当該QRコードを返還するものとします。
- 4 参加店舗は、QRコードを複製、第三者に譲渡、貸与その他の処分を行ってはならないものとします。
- 5 参加店舗は、管理者が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

第9条（秘密保持義務）

- 1 参加店舗は、本規約の内容及び本規約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合には事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第10条（有効契約期間）

- 1 本規約は、第2条第4項に基づく本規約の成立時に効力を生じ、浦添市令和4年度商品券事業（てだこ商品券事業）終了日（令和5年3月31日）まで有効とします。
- 2 参加店舗は、本規約を終了する旨の通知をする場合、管理者の指定する書式及び方法にて行うものとします。
- 3 前各項の定めにかかわらず、本システム利用規約が理由の如何を問わず終了したときは、本規約も当然に終了するものとします。また、この場合、参加店舗は本規約の終了による損害の補償等を管理者に請求することはできないものとします。

第11条（解約）

- 1 参加店舗は、解約日の1ヶ月前までに、管理者所定の方法により書面にて申し入れることにより、本規約を解約することができます。
- 2 管理者は、解約日の1ヶ月前までに参加店舗より書面にて申し入れがあった場合、受領後7営業日以内に本規約の解約を行うこととします。

第12条（解除）

- 1 管理者は、参加店舗が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本事業への参加登録を解除することができます。
 - (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
 - (5) 参加店舗の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散又は営業停止状態となったとき
 - (7) 管理者による連絡が取れなくなったとき
 - (8) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
 - (9) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、参加店舗にふさわしくないと管理者が判断したとき
 - (10) その他管理者が参加店舗の本事業の登録継続が困難であると判断した場合
- 2 本条に基づき本規約が終了した場合でも、管理者は、参加店舗に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他参加店舗に生じた損害につき一切責任を負いません。

第13条（終了時の処理）

- 1 本規約が終了した場合、その理由の如何を問わず、参加店舗は、直ちに電子商品券使用取引を停止します。
- 2 本規約終了時に本規約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本規約が適用されます。
- 3 本規約終了後も、第6条（不正な電子商品券使用取引の処理）、第7条（クレーム対応等）、第8条（遵守事項）第3項及び第4項、第9条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第16条（損害賠償・費用負担）、第17条（通知の方法）、第19条（権利の譲渡等）、第20条（協議）、第21条（準拠法、管轄裁判所）の各規定については、その効力が存続するものとします。

第14条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 1 参加店舗は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「参加店舗等」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 2 参加店舗は、参加店舗等が自ら又は第三者を利用して、管理者又は第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 管理者は、参加店舗等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本規約及び管理者と参加店舗間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し若しくは契約を解除し、又はその参加店舗の全部又は一部の登録を抹消することができるものとします。
- 4 管理者は、本条の解除等により、参加店舗に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

第15条（通知の方法）

- 1 本規約に関する管理者から参加店舗への通知は、書面、参加店舗が本規約に関する通知先として登録した電話番号への架電若しくはメッセージの送信若しくは電子メールアドレスへの電子メールの送信又はその他管理者が適当と認める方法により行われるものとします。
- 2 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合には、管理者が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を發した時点で通知が完了したものとみなします。

第16条（本規約の変更）

管理者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。管理者は、本規約を変更した場合には、インターネットのウェブサイト等への掲載その他管理者が適切と判断する方法により参加店舗に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知するものとします。

第17条（権利の譲渡等）

参加店舗は、本規約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

第18条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、管理者及び参加店舗は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第19条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本規約に関する訴訟については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2 本規約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとします。

以上

(令和4年8月4日制定)